

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-1	P60	指摘	中央第2生活支援課	<p>【生活保護の相談・申請】 申請書の申請日付の記入漏れについて 中央福祉事務所において、保護申請時に必要となる保護申請書を30件抽出し確認したところ、2件について申請日の記載がなされていなかった。 市によると、単純な記入漏れとのことであるが、保護申請書の申請日は申請者が記入するべきものであり、記載漏れがないよう留意する必要がある。</p>	措置済 (H27.7)	<p>指摘が報告された平成27年2月、課長及び査察指導員により対応を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守の指示を行った。その中で、申請書提出時及び申請書決裁時に担当職員と決裁者による確認体制をとることを徹底した。</p>
26-指-2	P68	指摘	中央第1・第2生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 生命保険調査の保有可否判断の明確化について 生命保険について、保有が確認されているが、保有の可否判断の結果や処理の経過について、明確に記録されていない事案を確認した。事務処理の徹底を図る必要がある。</p>	措置済 (H27.7)	<p>本件事案については、保有要件を満たしているため、保有を容認し、ケース記録に記載した。 なお、指摘が報告された平成27年2月、課長及び査察指導員により対応を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守の指示を行った。 併せて平成26年度の事務改善事項として整備を進めていたマニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理方法の明確化を図った。 平成27年度から、新規開始者については事務処理点検票を用い、保護決定直後(法定処理期限終了直後)及び開始より3か月・6か月を経過した時点で処理未了事項を確認する体制とし、組織的な進行管理を図っている。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-3	P81	指摘	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【保護の決定】 要否判定調書の入力等について 保護を決定した事案の要否判定調書のなかに、要否判定自体に影響していない入力誤り等が見受けられた。</p> <p>(1) 実費控除は、健康保険料、雇用保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の額を就労収入の範囲内で控除することができるものである。しかしながら、要否判定調書の収入の実費・その他控除の金額について、社会保険料+所得税・住民税の金額が単純に2倍にされて控除額とされている事案を確認した。</p> <p>(2) 複数の稼働収入がある場合には、要否判定調書では、それらの収入を合算して基礎控除を適用すべきところ、別々に適用している事案を確認した。さらに、その一つの基礎控除では、要否判定用の基準額ではなく、別の基準額(程度の決定用の基準額)が適用されていた。</p> <p>(3) 申請者の年齢とは異なる年代の基準額が適用されているものがあった。また、こちらでも収入の基礎控除に、要否判定用の基準額ではなく、程度の決定用の金額が適用されていた。</p> <p>要否判定調書は生活保護システム上の帳票ではなく、表計算ソフトで別途作成されているもので、基準額表の適用や計算、入力時等に誤りが発生する可能性がある。たとえば(1)は、担当者が作成した表計算の計算式が間違っていたために生じたものとのことである。</p> <p>上記の事案はいずれも要否判定自体には影響していないが、要否判定調書は保護開始決定の根拠であるため、すべての数値を根拠に基づき正しく入力する必要がある。</p>	措置済 (H28.7)	<p>(1) 要否判定調書の実費控除の額の誤りを修正するとともに、表計算ソフトで作成する要否判定調書について、平成27年度の生活保護費等の基準の改訂に伴う改修を行う際、基準額や計算式について複数名により確認、検証を行った。</p> <p>(2) 要否判定調書の基礎控除の適用方法の誤りを修正した。</p> <p>(3) 要否判定調書の年齢及び基準額を修正するとともに、就労基礎控除の内容を要否判定用に修正した。</p> <p>要否判定書の記載誤りを防止し、職員全体での意識の共有と理解力の向上を目的に、平成27年4月に職員全体が参加する打合せの場において、平成27年4月1日付の基準改訂について周知徹底を図るとともに、要否判定上留意すべき点について改めて確認を行った。また、平成27年5月には、新任職員を対象とした要否判定に関する研修を実施した。平成27年7月1日に要否判定に影響を及ぼす基準額の大きな改正があり、経過措置期間が平成28年6月30日で終わることから、改正点を踏まえて平成28年5月に改めて研修を実施した。</p> <p>要否判定調書は保護開始決定の根拠であることから、今後も人事異動や基準改訂の機会を捉えて、研修等を実施していく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-4	P81	指摘	南生活支援課	<p>【保護の決定】 保護決定調書の入力について 保護決定調書の収入認定額について、児童扶養手当に<input/>入力誤りがある事案を確認した。</p> <p>保護決定調書の<input/>入力誤りは支給される生活保護費の金額に直結する。従来から査察指導員や経理担当者により再計算等の確認を行っているとのことであるが、手元での計算を要したり、複雑な処理が必要である場合など、誤りやすい項目については、より一層慎重な確認手続を行う必要がある。</p>	措置済(H27.7)	<p>児童扶養手当額(1,080円)については、収入認定誤りとして平成27年1月に生活保護法第63条による返還処理を行った。</p> <p>なお、査察指導員、経理担当者における保護決定調書の確認手続を再確認するとともに、誤認定防止に向け、検算の徹底や算出根拠を調書へ記載するなどの取組を確認、実施した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-5	P82	指摘	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【保護の取下・却下】 要否判定調書の計算及びその根拠について 保護の申請を却下した事案の要否判定調書のなかに、要否判定自体に影響していない入力誤り等が見受けられた。 (1) 実際に申請者が受け取っている給与収入が要否判定調書に反映されていない事案を確認した。 (2) 要否判定調書において障害者加算の計算を省略している場合が見られた。また、要否判定調書の冬期加算額と同額が別の加算欄にも記載され重複して計算されている事案を確認した。 (3) 所持金よりも推定収入残額の方が大きい場合に、差引額をマイナスのまま要否判定の金額に至るまで計算が行われていた。この場合、計算の趣旨からすると、「所持金 - 推定収入残額」はゼロとする必要がある。</p> <p>いずれも、入手した収入に関する情報を入力していない、あるいは加算の入力や手持ち金の計算を誤っており、正確な要否判定調書とはいえない。却下では要否判定調書がその処分の根拠であり、要否の判定を巡って問題となった場合でも、申請者に説明できるような適正な調書を策定しておく必要がある。</p>	措置済 (H28.7)	<p>(1) 要否判定調書に未記入だった給与収入を追記した。 (2) 要否判定調書を修正し、障害者加算を加えた。 (3) 要否判定調書を修正し、冬季加算の重複を改めた。 (4) 要否判定調書を修正し、差引額をマイナスからゼロに改めた。</p> <p>要否判定書の記載誤りを防止し、職員全体での意識の共有と理解力の向上を目的に、平成27年4月に職員全体が参加する打合せの場において、平成27年4月1日付の基準改訂について周知徹底を図るとともに、要否判定上留意すべき点について改めて確認を行った。また、平成27年5月には、新任職員を対象とした要否判定に関する研修を実施した。平成27年7月1日に要否判定に影響を及ぼす基準額の大きな改正があり、経過措置期間が平成28年6月30日で終わることから、改正点を踏まえて平成28年5月に改めて研修を実施した。 要否判定調書は保護開始決定の根拠であることから、今後も人事異動や基準改訂の機会を捉えて、研修等を実施していく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-6	P83	指摘	緑生活支援課	<p>【保護の取下・却下】 却下関連資料の保管について 緑生活支援課では、保護申請を却下した場合、申請書から新規調査、却下に関わる資料一式は、別途、まとめて保管することとなっている。 しかしながら、却下後9か月程度の間、関連資料がまとめて保管されていないものがあった。調査担当者によると、まとめて保管することを知らずに、個人で関係資料を保管していたとのことである。 組織的に資料を共有できる状態ではなく、資料紛失のリスクも高くなる。改めて却下資料の保管について、ルールを周知する必要がある。</p>	措置済 (H27.7)	<p>却下関連資料の保管について、所定の場所に編てつするルールを確実に実行するよう、平成27年3月に改めて課内の全員に周知するとともに、査察指導員からケースワーカーに口頭による伝達を併せて行い、保管方法を徹底するよう指導し、再発防止に向けた取組を行った。</p>
26-指-7	P93	指摘	中央第1・第2生活支援課	<p>【援助方針】 援助方針票の更新未了について 担当ケースワーカーが被保護者の転居を確認し、あわせて援助方針を再検討した旨の記録があったが、再検討後の援助方針が保管されていない事案を確認した。 援助方針票の見直しは、世帯状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても、少なくとも年に1回以上行うこととなっている。援助方針票を確実に更新するとともに、更新されていることをより効果的に確認する仕組みについて、改めて見直す余地があると考えられる。</p>	措置済 (H27.7)	<p>本件事案については、再検討後の援助方針を策定、記録した。 対応策として事務処理に用いている電算システムに、援助方針の更新内容と更新履歴を登録する機能を追加し、効果的な確認及び帳票作成漏れ等の是正を容易にした。この機能を追加した電算システムを平成26年11月から試験的に運用して事務処理手順等を検証し、平成27年度から運用を開始している。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-8	P99	指摘	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 訪問計画に応じた訪問の未実施について</p> <p>格付けに応じて原則的な訪問頻度が定められており、各ケースワーカーは訪問計画を作成している。しかしながら、訪問計画どおりに訪問が実施されていない事案が見受けられた。</p> <p>例えば、計画では4か月に1回訪問する必要があるが、世帯員が不在であったため、結果的に訪問の間隔があいてしまった事案を確認した。</p> <p>年間訪問の計画に基づいた訪問を行うことが出来ないのであれば、格付けに応じて計画を立案した意味がなくなってしまう。計画どおりに訪問を行う必要がある。</p> <p>また、訪問時に不在であった場合には、査察指導員が指示し、速やかに担当ケースワーカーが訪問することとしている。上記のように訪問間隔があいてしまつては、査察指導員の指示が適切に行われていない、あるいは担当ケースワーカーにルールが周知されていないと考えられてしまう。訪問時に世帯員が不在であった場合の次の訪問については、査察指導員と担当ケースワーカーが連携をとり、適切な訪問計画を再構築する必要がある。</p>	措置済(H27.7)	<p>平成27年3月に訪問計画の確実な履行を主眼とした事務処理方法の見直しを行ったうえで、全職員に説明を行いルールの徹底を図った。</p> <p>月初めに査察指導員と担当ケースワーカーが当月の計画内容を確認・共有すること、訪問後の報告を訪問実施後速やかに行うこと、査察指導員が訪問計画表を管理し状況を随時把握し不在を含めた訪問未実施者への対応(再訪問)を具体的に指示すること等、査察指導員とケースワーカーが連携し進行管理を行う体制とした。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-指-9	P116	指摘	緑生活支援課	<p>【生活保護の停止・廃止】 廃止決定が「すみやか」に行われなかったことについて 年金の遡及支払いにより保護が廃止された事案で、年金が振り込まれた月から半年後に決定が出されていた。 また、被保護者が医療機関に通っていたところ、医療費も保護費として支払われていた。本来であれば健康保険を利用して支払われる費用である。 不要な事務手続の削減及び保護費支出の適正化のためにも、廃止決定手続はすみやかに行う必要がある。</p>	措置済 (H27.7)	<p>保護廃止に伴う保護費の返還について、平成26年1月15日に全額返還を受けた。 適正で円滑な生活保護事務を遂行するため、廃止決定のための挙証資料の収集を迅速に行い、速やかに廃止の決定が行えるよう、平成27年3月に改めて課内の全職員に周知を図り、再発防止に向けた取組を徹底した。</p>
26-指-10	P116	指摘	緑生活支援課	<p>【生活保護の停止・廃止】 債権管理簿への記載について 保護の廃止に伴い、費用返還請求を行う必要が生じた案件で、債権管理簿に誤って氏名が記載されているものがあつた。 本人への通知など外部に出るものではないとのことであるが、入力等においては更なる注意が必要である。</p>	措置済 (H27.7)	<p>債権管理簿の当該者氏名について修正した。再発防止に向けた取組として、ケースワーカーによるケースファイル編てつ用の債権管理簿の作成については、平成27年3月に誤記載がないか十分注意して作成すること、また確実に確認することを、課内の全職員に周知した。 また、査察指導員においては、債権管理簿の内容が適切なものか確実に確認することを徹底した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-1	P48	意見	中央第1・第2 生活支援課 緑生活支援課 南生活支援課	<p>【相模原市の生活保護行政の概要】 マニュアルの整備について</p> <p>生活保護に関する事務については、各福祉事務所で状況に違いがあり、マニュアルもその違いを踏まえ各福祉事務所で対応を図っているとのことであるが、基本的な事務手続に大差はないと思われる。市としての統一的な業務マニュアルを作成しておき、必要に応じて各福祉事務所がカスタマイズや項目の追加を行っていくことが望ましい形と考える。</p> <p>生活保護法及びその他関連法規は度々改正が行われ、生活保護手帳なども毎年更新されている。ケースワーカーの業務マニュアルについても最新の法規と一致するように定期的に更新し、新規採用及び異動してきた職員の業務の有効性と効率性の確保等に資するものとして、整備していく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成28年8月に市内統一の業務マニュアルを整備し、各福祉事務所においてはそれぞれの全体会議にて周知をした。</p> <p>今後は法令通知等の改正に合わせて定期的に更新をしていく。</p>
26-意-2	P67	意見	緑生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 預貯金調査の結果の適切な記録について</p> <p>預金調査により、新規調査時にはわからなかった預金が判明している事案を確認した。担当者によると、その預金は個別の事情により、申請者世帯の資産として認識できない預金であったとのことである。しかしながらその個別の事情を適切に記録していないため、担当者が預貯金調査結果を確認したのかどうか、あるいはその結果をどう判断したのかが、担当者以外には分からない状況となっていた。</p> <p>預貯金調査は、その結果によっては生活保護の継続や保護費の計算に大きく影響することになる。新規調査と整合している場合も含めて、預貯金調査の結果を確認したこと、及びそれに関して判断した内容については適切に記録しておく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本事案については、速やかに預貯金調査結果や判断についてケース記録に記録した。</p> <p>また、新規調査時に把握していない預金が判明した場合、預貯金調査結果の確認やその結果の判断について、ケース記録の記載を確実に行うよう、平成27年3月、課内において周知徹底した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-3	P67～68	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 預貯金調査の回答がない場合の対応について 預貯金調査の依頼から半年以上を経過しているにもかかわらず銀行からの回答がなく、再照会を実施していない事案を確認した。 調査の依頼から3か月程度経過した段階で調査結果を点検し、未回答のものについては再照会を行うことを事務作業の目安としているとのことだが、現状は再照会を実施するタイミングが明確になっていない。 金融機関からの回答がない場合には、ただちに再照会を実施する必要がある、そのことを徹底しておく必要がある。</p>	対応済(H27.11)	<p>本件事案については、速やかに再照会を実施した。 なお、平成27年度から、新規開始者については事務処理点検票を用い、保護決定直後(法定処理期限終了直後)及び保護開始より3か月・6か月を経過した時点で処理未了事項を確認する体制とし、再調査を行うタイミングを明確にした。</p>
26-意-4	P68	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 住所相違の場合における預貯金の再調査について 預貯金調査について、住所相違で戻ってきたが、その後、再調査を行っていない事案を確認した。 金融機関から住所相違との返答を受けた場合には、前住所以前の住所歴を調査して再調査を行う必要がある。</p>	対応済(H27.11)	<p>本件事案については、速やかに再調査を実施した。 なお、平成27年度から、新規開始者については事務処理点検票を用い、保護決定直後(法定処理期限終了直後)及び開始より3か月・6か月を経過した時点で処理未了事項を確認し再調査を行う体制とし、組織的な進行管理を図ることとした。 新規開始者以外についても、調査結果を随時確認し、調査未了のものは再調査を行うことを徹底した。 事務処理マニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理の遺漏が生じないように、全職員に対し処理手順の再確認及び手順遵守を指示した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-5	P68	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 生命保険調査の回答の入手について 生命保険調査について、契約の有無を照会したが、回答が未回収のままとされていた事案を確認した。 生命保険調査については、契約の有無を照会した保険会社からは回答を入手しておく必要があり、回答が未着の場合は再調査を行い、実態を把握する必要がある。</p>	<p>対応済 (H27.11)</p>	<p>本件事案については、速やかに再照会を実施した。 なお、平成27年度から、新規開始者については事務処理点検票を用い、保護決定直後(法定処理期限終了直後)及び開始より3か月・6か月を経過した時点で処理未了事項を確認し再調査を行う体制とし、組織的な進行管理を図ることとした。 新規開始者以外についても、調査結果を随時確認し、調査未了のものは再調査を行うことを徹底した。 事務処理マニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理の遺漏が生じないように、全職員に対し処理手順の再確認及び手順遵守を指示した。</p>
26-意-6	P68～ 69	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 自動車・バイク処分の挙証資料の取扱いについて 自動車等の処分に係る挙証資料として、自動車等を無償で処分したと記載されている、落札業者代理人が手書きした書類の写しを入手している事案を確認した。この書類によると処分費用及び収入はないことが示されていた。 今後同様の事案が発生した場合には、実際に自動車等を処分した業者の書類、廃車証明書などの提出を求め、「自動車保有・指導に関する手引き」に準拠し、より証拠力の強い客観的な資料を入手しておく必要がある。</p>	<p>対応済 (H27.11)</p>	<p>事務処理マニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理の遺漏が生じないように、全職員に対し処理手順の再確認及び手順遵守を指示した。自動車等の処分に関わる部分についてはマニュアルに補足資料を追加し、取扱いの徹底を図った。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-7	P69~70	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 自動二輪車の保有への対応について 被保護者が支給開始当初から自動二輪車(100cc)を所有しているものが見受けられた。自動二輪車については、一定の条件を満たしていれば所有することを認めるという判断もあり得るが、原則として所有が認められないものである。要件の合致を厳格に審査し、条件を満たさないものについては期限を明記して処分指導を行い、指導に従わない場合は保護の停廃止を行う必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本件事案については、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問3-23に基づき再検討し、保有要件を満たしたことから保有を容認する取扱いとした。 なお、事務処理マニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理の遺漏が生じないように、全職員に対し処理手順の再確認及び手順遵守を指示した。自動車等の処分に関わる部分についてはマニュアルに補足資料を追加し、取扱いの徹底を図った。</p>
26-意-8	P70~71	意見	緑生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 不動産保有の容認の取扱いについて 不動産の保有は無条件に容認されるのではなく、一定の要件が必要とされている。このような取扱いがなされているなか、不動産の名義変更が困難であるため売却に至っていないという事案が存在していた。 保護費を受給する以上は、利用し得る資産・能力はすべて利用することが原則である。保有を容認する場合でも、その判断はケース診断会議で慎重に行い、その記録を正確に残しておく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>本件については、平成27年5月にケース診断会議を行い、名義変更がされていない不動産について活用可能と判断し、名義変更を行った後、売買等により資産の活用を図ることとし、本人あてに通知をした。 なお、その後も資産の活用について指導を行っていたが、世帯収入が増加したことにより、平成28年1月1日付で生活保護廃止となった。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-9	P71	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【資産の活用と資産調査】 資産申告書の残高欄の記載について 資産申告書には残高欄の記載があるが、この残高欄には金額を記載しておく必要がある。 しかしながら、資産調査時の資産申告書の残高欄が空欄となっている事案を確認した。残高欄の記載漏れであると推定されるが、資産残高が0円の場合でも、当欄には0円と記載しておくことが適当であり、今後は記載漏れがないように対応する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本件事案については、該当する被保護者に確認のうえ、資産申告書の残高欄を記載してもらった。 なお、指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守の指示を行った。その中で、申請書提出時及び申請書決裁時に担当職員と決裁者による確認体制を取ることを徹底した。</p>
26-意-10	P73	意見	南生活支援課	<p>【扶養義務の取扱いと扶養義務調査】 保護費受給期間中における扶養義務調査の実施について 重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は年1回は行うこととされている。しかしながら、扶養の可能性が期待できない等の実情が明らかとなった時は、当該世帯の実情に応じて適宜調査することとして差し支えないともされており、現状では、扶養義務調査は保護申請時に一度だけ行うことが多く、継続的に実施しているケースはほとんどないとのことである。 保護申請時の扶養義務調査の結果、「3年から5年後に扶養の可能性についてもう一度検討する」旨の記録があったにもかかわらず、5年経過してもそのフォローが行われていない事案を確認した。 扶養能力調査には限界があると思われるが、当該事案のように必要性を認識していたものについては、適切にフォローしておく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本件については、平成27年2月に扶養届を送付し、調査を実施した。その結果、2月中に一部回答があり扶養の可能性について確認できたが、回答が無いものについては、平成27年5月に再度扶養届の送付を行った。 なお、訪問調査等において扶養義務者の状況確認を徹底し、扶養能力又は、扶養の履行状況に変動があったと予想される状況が確認された場合は、すみやかに扶養能力の調査を実施することとした。 また、世帯の援助方針の評価、見直しをする際に扶養義務調査の実施状況を確認することを徹底するよう改めた。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-11	P74	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【扶養義務の取扱いと扶養義務調査】 扶養義務者の資産状況の把握について</p> <p>扶養義務者が自営業を営んでいる事案を確認した。当該扶養義務者については、営業状況次第では資産を有している可能性も考えられる。市によると、扶養義務者の資産調査は、当該者への聴取等の中で、必要に応じて調査しているとのことであるが、本事案については、必要性の有無をどのように判断したのかが不明確であった。</p> <p>扶養義務者の資産状況の把握については、どのような手続を行い、その結果、扶養義務者にどれほどの資力があつたかという事実を記録として残しておく必要がある。また、資力があるという心証が得られなかったのであれば、そこに至るまでの過程も記録しておく必要がある。</p>	対応済(H27.11)	<p>本件事案については、当該扶養義務者の資産の調査を行った。その結果、業績が芳しくなく経済的支援が困難な状況を確認し、その状況をケース記録票に記録した。</p> <p>なお、指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守の指示を行った。</p> <p>併せて平成26年度の事務改善事項として整備を進めていたマニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理方法の明確化を図るとともに、ケース記録に記載すべき事項の確認を行った。</p>
26-意-12	P74	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【扶養義務の取扱いと扶養義務調査】 保護台帳の扶養義務者の状況のアップデートについて</p> <p>受給対象として追加された者に対する扶養義務調査は行われているが、それらについて保護台帳が改訂されていない事案を確認した。</p> <p>適時適切な保護台帳の改訂が行われない場合には、書類間の整合性が損なわれてしまうため、事後的な確認が困難となるおそれがある。保護台帳については今後、改訂の徹底と事後的な検証等を行い、扶養義務者の状況をアップデートしていく必要がある。</p>	対応済(H27.11)	<p>本件事案については、扶養義務調査の結果を保護台帳に反映させた。</p> <p>なお、指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守を指示するとともに、ケースファイル回議時に決裁者である幹部職員による確認を行うことを徹底した。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-13	P76	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【他法他施策の活用】 保護費支給開始にあたっての年金受給権の調査について</p> <p>被保護者が年金受給権を有しており、これが発覚して生活保護法第63条返還金が発生した事案が複数見受けられた。いずれの事案においても、遡及年金の支払対象となる年月数は24か月以上もあり、支給開始から数年間にわたって未処理となっていたものである。</p> <p>現状においては、各福祉事務所とも年金相談員を配置して年金受給権調査の徹底を図っている。実際にその成果もあらわれており、改善が進んでいると思われるが、今後も、少なくとも年金受給開始年齢に達している被保護者については年金の状況を調査すること、年金受給開始年齢に達していない被保護者であっても、必要に応じて年金受給資格を得られるよう指導することの2点は徹底する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>自立支援の一環として、平成24年度から、年金制度に精通した自立支援相談員を配置し、年金受給資格の可否や、不足分に対する可能な措置等の確認、裁定請求手続き等を行うなど、支給支援を行っているが、年金受給状況管理進行表を活用するとともに、その後の処理について適切に進行管理をしていく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-14	P76～ 77	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【他法他施策の活用】 障害基礎年金の受給状況の把握について</p> <p>世帯員が重度の障害を持っており、障害基礎年金を受給していたにもかかわらず、市がその受給の事実を把握していなかった事案を確認した。受給開始から2年以上を経過して初めて障害基礎年金の受給権の有無について世帯主に確認し、その結果、既に受給していることが判明したものであった。</p> <p>世帯員が障害基礎年金の受給権を得てから世帯主に確認するまでに2年以上の時間が経過しており、この点については、市の対応に遅れがあったと推測される。結果として債務を発生させてしまい、対応としては不適當であることは否めない。市は、適時に他法他施策調査を行うよう努めなければならない。</p>	対応済 (H27.11)	<p>年金受給支援のため、平成24年度に年金担当の自立支援相談員を配置するとともに、「年金加入状況管理進行表」を整備し、障害者手帳の有無を確認するとともに該当があった場合や20歳到達の際には障害年金の受給状況等を適時確認し、改善を図った。</p> <p>今後は対象者の適切な把握のため、障害担当課に障害者手帳に関する情報提供を求めるとともに、病状把握のため医師を訪問する際には、障害年金受給可否等の確認を行うこととした。</p> <p>また、事務に遺漏が生じないように、「年金受給権調査マニュアル」を作成し、全職員に処理手順を示した。</p>
26-意-15	P77	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【他法他施策の活用】 雇用保険収入の受給状況の把握について</p> <p>保護費の支給開始から半年が経過した後、世帯主に雇用保険収入があることが判明した事案を確認した。</p> <p>市は雇用保険収入相当額を78条徴収金と認定していた。78条徴収金については、被保護者に原因がある場合も多いのは事実であるが、市においてもこれを極力発生させないように努める必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>収入申告や生活状況の変化を届け出ることの義務について等、生活保護の決定に必要な留意事項について理解を促すため、重要事項を抜き出して説明し、相互に確認する方法を平成25年度より導入し、制度の理解不足に伴う申告遅滞や申告漏れが発生しないように努めているが、ケースワーカーに対しても雇用保険に対する理解を深めるよう周知徹底を図った。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-16	P83	意見	緑生活支援課	<p>【保護の取下・却下】 却下における要否判定調書の運用について 要否判定調書の結果は保護「要」となっているが、手持ち金があり、最低生活費を超える収入があるとして、程度の決定では却下となっている事案を確認した。要否判定の根拠は明確であり、手続自体に問題はないが、要否判定調書における判定結果が直接、却下の根拠となっていないため、担当者以外はその根拠がわかりづらい。 要否判定の結果と要否判定調書が整合するように、要否判定調書の書式を工夫する、あるいは、却下の理由で要否判定調書の結果との関連を丁寧に記録するなどの対応を図ることが望ましい。</p>	対応済 (H27.11)	要否判定調書における判定結果と却下の理由について、担当者以外の者が見ても根拠が明確にわかるよう、関連を丁寧に記録することとした。
26-意-17	P83	意見	緑生活支援課	<p>【保護の取下・却下】 新規調査における適時の情報確認について 新規調査時に査察指導員の助言により、ケースワーカーが障害福祉相談課に確認した結果、障害厚生年金の受給が判明し、却下となった事案を確認した。 早い段階で年金受給の確認手続を行うことで速やかに却下となり、多くの新規調査が不要となった可能性が高い。新規調査時には申請者の状況を踏まえ、可能な限り適時に必要な情報を得るように努める必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	新規調査時に年金等の受給に関する知識の向上を図ることを目的として、平成27年1月に研修を行い、ケースワーカーの調査能力の向上を図った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-18	P83	意見	南生活支援課	<p>【保護の取下・却下】 境界層該当措置による却下時の新規調査について 境界層該当者であることが却下理由となる場合がある。この場合、却下の根拠となる最低生活費の計算や、自己負担分減額分は要否判定調書に準じた別の判定シートで計算される。 生活保護費としては却下とすることで支出が発生しないが、この新規調査に基づき発行される境界層該当証明書により、自己負担減額分が介護保険で賄われることとなる。 今回、根拠資料が不十分である場合が見られたわけではないが、境界層該当証明書は介護保険負担増の根拠となるため、収入申告書や資産申告書、あるいは本人から提出された根拠資料だけでは不十分と判断される場合は、新規調査に準じて根拠資料を入手する手続を追加し、より確実な根拠に基づいて処分を行うように十分留意することが望ましい。</p>	対応済 (H28.12)	境界層該当者の判定に当たり、生活保護法第29条に基づく預金調査、生命保険の保有調査や年金調査など、新規調査と同様の収入及び資産に関する調査を実施することにより、確実な根拠に基づき処分を行うこととし、平成28年8月に全体会議にて周知をした。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-19	P86～87	意見	中央第1・第2生活支援課 緑生活支援課 南生活支援課	<p>【情報管理】 生活保護に係る情報の管理について</p> <p>情報セキュリティに関するルール自体は情報セキュリティ対策基準などの市全体のもので良いが、生活保護に係る事務や情報の特性を踏まえ、改めて情報の漏えいや毀損等のリスクを独自に評価し、対策基準の中で特に重要な点、明確にすべき点、周知すべき点を具体的な事務や情報、場面に適用した形で整理しておく必要がある。</p> <p>その上で、非常勤職員などを含め、生活保護に関する情報を扱う者全員に対して、生活支援課独自の研修や周知の機会を定期的に設けることが望ましい。その際、各生活支援課だけでなく、医療扶助の診療依頼書発行用に被保護者データを保管している各まちづくりセンターなども対象として加える必要がある。</p>	対応済(H28.12)	<p>情報セキュリティ対策の推進については市内統一のものがあるが、生活保護事務の特性を踏まえ、情報の漏えいや毀損等のリスクや、対策の中で特に重要な点等を具体的な事務や情報、場面に適用した形で整理した市内統一の冊子「生活保護事務の情報管理ハンドブック」を平成28年8月に作成した。各福祉事務所においては、平成28年8月実施の全体会議にて周知をした。</p> <p>また、診療依頼書を発行しているまちづくりセンター等に対しても、平成28年8月及び9月に周知をした。</p>
26-意-20	P87	意見	緑生活支援課	<p>【情報管理】 関連資料の引継ぎ、統合のルールについて</p> <p>生活保護が廃止されたが、後に再び他区で保護が開始される事案や、被保護世帯同士が統合して他区が担当することになる事案がある。その場合、従前の関連資料等の引継ぎが必要になると思われるが、関連資料等の引継ぎについてのルールが明確となっていない。</p> <p>過去の受給時の関連資料や世帯統合前の関連資料を参照することはあるとのことであるが、他区にある関連資料の引継ぎに関して一定のルールが必要である。</p>	対応済(H28.12)	<p>関連資料等の他福祉事務所への引継ぎ等についてのルールを作り、平成28年8月実施の課全体会において周知をした。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-21	P87～88	意見	中央第1・第2生活支援課 緑生活支援課 南生活支援課	<p>【情報管理】 格付けの更新について</p> <p>訪問格付けの更新時期についての統一的なルールが整備されていないため、訪問格付けの更新は、各ケースワーカーの訪問計画や保護費決定業務等の日常的業務の量に左右される。</p> <p>早急に訪問格付けの更新に係るルールを作成し、査察指導員によるケースワーカーの訪問計画の実行状況や関連資料の更新状況の管理をより一層効果的に行い、ケースワーカーが訪問を行いやすい所内環境を整えることが望ましい。</p>	対応済 (H28.12)	格付けの更新については、「訪問基準設定要領」を改正し、市内統一ルールとして、援助方針の見直しに合わせて定期的に行うこと、また、世帯の状況に変化が生じた場合は随時行うこととし、併せて市内統一の業務マニュアルに反映させた。
26-意-22	P88	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【情報管理】 格付けの見直し根拠の記録について</p> <p>格付けについては、通常、生活保護の開始時にA1(月1回訪問)から始めて、3か月後にA2(2か月に1回訪問)といった形で見直されている。以降、状況の安定等に応じて、B1(3か月に1回訪問)、B2(4か月に1回訪問)、C(6か月に1回訪問)、D(1年に1回訪問)の格付けがある。</p> <p>自立支援プログラムの適用時に格付けがA1から一気にCになる事案もあり、A2からB1になる事案もある。また、世帯統合については上の格付けの世帯に合わせているとのことで、被保護世帯同士の統合の場合にA1とB2の統合によりB1になる事案もある。</p> <p>格付けの見直し方は一様ではない。個別の状況に応じて柔軟に格付けの見直しを行うことは必要であるが、その場合、判断した根拠を記録しておくことが望ましい。</p>	対応済 (H27.11)	訪問格付けの決定及び見直しは、「相模原市被保護世帯訪問基準設定要領」に基づいて行い、その判断の根拠を記録することを課内で周知確認した。疑義が生じた時は、必ず査察指導員と協議の上、格付けの検討を行うことを課内で周知徹底した。 <p>また、訪問計画及び世帯の状況に応じた訪問調査を行い、適切な援助方針の作成、訪問格付けの決定、格付けの見直しを行うことができるよう、平成27年度の研修計画の見直しを行った。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-23	P88	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【情報管理】 適時の記録と資料保存について 記録は適時に行うとともに、関係資料はケースワーカー個人で保管せず、速やかに整理して綴じ、組織的に共有できる状態にしておく必要がある。</p> <p>関連資料の未整理 保護費の支給に係る重要な状況が発生しているが、その後2か月以上過ぎた段階でも、その事実やその後の方針等が記録されていない事案を確認した。当該事案については、ケースワーカーが入手した関連の資料もまとめて保管されていなかった。</p> <p>関連資料の更新遅延 格付けがB2の場合では、4か月に1度は訪問し、その内容を記録する必要があるが、7か月間など一定期間、更新されていない例が複数見られた。別途、訪問計画・結果表ではその期間中に訪問した記録は残されていたが、訪問した際の被保護者の生活状況や訪問格付けの見直し等に関する記録の更新が一切行われていなかった。</p> <p>関連資料の綴り間違い 他の被保護者の関連資料と一緒に綴られている例が見られた。関連資料は、保護の決定から継続的な保護費の支給に関する、最も重要で唯一の記録である。過不足なく、常に最新の状態で保管されている必要がある。</p>	<p>対応済 (H27.11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連資料の未整理 調停関係の資料について徴取するとともに、ケース記録にその状況を記録、また、併せてその後の対応方針について援助方針票に記録した。 ・ 関連資料の更新遅延 ケースワーカーにおいては、訪問計画に基づく訪問調査の実施及び、記録の更新を速やかに行うことを徹底することとし、査察指導員においては、査察指導台帳により適切な訪問調査の実施が行われているか、援助方針、訪問格付の評価、見直しが適宜行われているかの確認を徹底した。 ・ 関連資料の綴り間違い すみやかに他の被保護者の関連資料について適切な保管場所にて保管するよう改めるとともに、資料の管理体制を再度確認し、適切にケースファイルへ綴るようケースワーカーへ指導を行った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-24	P91	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【生活保護費の支給・現金管理】 現金の管理について</p> <p>口座振替を行っておらず、傷病等の状況により福祉事務所窓口に来所ができないなど、いくつかの条件が重なっている場合に、複数の職員で被保護者に保護費を届ける場合がある。</p> <p>「生活保護費の支給等に係る事務処理要領」には、保護費の運搬として、「福祉事務所の職員が保護費を金融機関から運搬する必要がある場合、原則として給付班の職員及び非常勤特別職の職員(警察OB)が運搬する。」との定めはあるが、被保護者に保護費を届ける場合の取扱いについては特段定めがない。</p> <p>現金の取り扱いについては、そのリスク等を勘案すると、例外的なものも含めてルールを明確にしておく必要がある。被保護者に保護費を届けるケースも同様で、ルールを明確にしておく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>保護費を持ち出して支給しなければならない事由が発生した場合、ケースワーカーが、「対象者」「事由」「場所」「同行する職員名」等を担当査察指導員に相談し、査察指導員がやむを得ないと判断した場合に限り、2名以上の職員(ケースワーカーを除く)が持ち出すこととしている。その際、査察指導員から事前に給付班担当職員に連絡し、保護費をケースワーカー以外の職員(原則として給付班職員)に渡すことにした。保護費を支給した後、ケースワーカー以外の職員(原則として給付班職員)は、速やかに受領印を押印した支給明細書を確認することにした。</p> <p>本課マニュアル「事務処理事項集」に項目を追加し、ルールを明確にした。</p>
26-意-25	P91～92	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【生活保護費の支給・現金管理】 代理納付の励行について</p> <p>市では、基本的に代理納付を推進していく方針であるが、県営住宅等の場合、2か月滞納した際には代理納付に切り替えることを検討している。滞納していない場合も適宜判断するとしているが、代理納付への切り替えを促す取組みが十分とは言えない。</p> <p>今後は新規事案については勿論のこと、現在代理納付を活用していないものについても、被保護者の自立等の観点も十分に配慮した上で、順次、代理納付への切り替えについて、被保護世帯への働きかけをより一層進めることが望まれる。</p>	対応済 (H27.11)	<p>代理納付制度の導入時より、代理納付制度の活用が可能なものについては原則として活用を推進するという方針であるため、未活ユーザーへの対応を含めてより一層の働きかけを進めていく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-26	P97	意見	中央第1・第2 生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 求職活動状況申告書の徴取とその記録について</p> <p>「求職活動状況申告書」は毎月提出する義務があるが、現状においては毎月提出されていない事案も存在している。このような事案のなかで、指導を行うべきところ、それを行ったことを示す記録が残されていない事案を確認した。</p> <p>担当者以外の者には指導を行ったかどうかは明らかでないこと、生活保護法第27条に基づく文書による指導指示を行う起点となることを鑑み、指導を行った場合には、その旨を適切に記録する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本件事案について、「求職活動状況申告書」を毎月提出するよう、指導を行った。</p> <p>さらに、指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再確認したうえで改めて全職員に手順遵守を指示した。</p> <p>併せて、平成26年度の事務改善事項として整備を進めていたマニュアルを、平成27年3月に発行し、事務処理方法の明確化を図るとともに、ケース記録に記載すべき事項の確認を行った。</p>
26-意-27	P97	意見	南生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 求職活動状況申告書等の未提出への対応について</p> <p>「求職活動状況申告書」等は毎月提出する義務があるが、「求職活動状況申告書」・「収入申告書」が必ずしも毎月提出されていない事案を確認した。</p> <p>必要書類の提出や申告は生活保護を受給するために必要な事項であり、被保護者の義務である。提出がない場合は他の被保護者との公平性の観点からも問題である。</p> <p>求職活動状況申告書等については、求職活動が行われている実態があれば、継続的に提出を促しているとのことであるが、必要な書類の提出がない場合について、適切な対応が望まれる。</p>	対応済 (H28.12)	<p>求職活動状況申告書・収入申告書の提出がない場合については、厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、3箇月指導を継続してもこれに従わない場合には生活保護法第27条に基づく文書による指導・指示を行い、さらに、これにも従わない場合は、必要な手続きを経たうえで、保護の変更、停止又は廃止を検討することとした。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-28	P97~98	意見	緑生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 保護開始後の預貯金調査について</p> <p>年金調査により多額の預金を保有している事実が判明したが、当該預金の保有の容認に関する手続きが行われていない事案を確認した。</p> <p>被保護者が保有している預貯金等については、継続的にその残高を確認するとともに、多額の預貯金等を保有している場合には、保有目的等を確認し、保有を容認するのか否かの判断を適切に行う必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本件については、成年後見人をつける手続きに時間を要し、めどがついた平成27年1月1日付けで保護廃止としたものである。また、被保護者等が保有している預貯金等については、継続的に残高を確認するよう、課内において周知徹底を図った。</p>
26-意-29	P98	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 収入申告等の挙証資料について</p> <p>収入認定等につき挙証資料が不十分な事案を複数確認した。自営業の被保護者の場合に収入申告は本人のメモのみで行われ、領収書の控え、現金出納簿や原材料仕入れ簿等の販売収入の正確性を間接的に担保する資料が残されていなかった。また、過去の過大保護費を収入認定しているが、その計算根拠が保管されていない例もあった。</p> <p>収入について、より十分な挙証資料を提出するよう被保護者を指導する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>不足していた挙証資料については、速やかに徴収した。今後は、様々な就労の形態に応じた挙証資料について、被保護者へ丁寧に説明し、その内容を記録するようケースワーカーへ周知徹底を図った。また、査察指導員においては、収入認定にあたり提出される挙証資料に留意し、不足する資料があれば具体的にケースワーカーへ指示を行い、被保護者により提出書類が改善されない状況が継続されれば、生活保護法第27条に基づく指導を検討するなど、適正な収入認定に繋げるため、対応の改善を図った。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-30	P98～99	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 受給開始後の資産調査について</p> <p>市では、基本的に被保護者の自己申告に基づいて収入額を把握しており、加えて毎年課税調査により税務上申告された収入を確認している。しかしながら、こういったことも意図的に収入を隠されればほとんど意味をなさない。</p> <p>自営業などで収入が一定規模以上になる可能性がある場合や、保護費以外の収入を得ている期間が一定期間以上に及ぶ場合などは、資産調査の実施をルール化することも検討する必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	平成27年3月31日付で、生活保護法による保護の実施要領の取扱いが一部改正され、「被保護者の資産に関する申告を少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと」とされたことから、全ての被保護者から毎年度初回訪問時に「収入申告書」及び「資産申告書」を徴取するとともに、申告の内容に不審がある場合には資産調査を実施することとし、平成28年4月実施の全体会議において周知をした。
26-意-31	P99	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 反社会的勢力への把握について</p> <p>受給開始後すでに10年以上経過している事案において、最近になって反社会的勢力との関係が明らかとなった事案を確認した。反社会的勢力との関係のチェックが強化されたのは近年であるが、それまでの状況から、より早期に確認することができたと思われる。反社会的勢力との関係の確認については、より一層留意することが求められる。</p>	対応済 (H27.11)	生活状況等から反社会勢力との関わりが疑われる者については、保護開始時の調査において警察に必ず照会を行う体制を確立し、また、「該当なし」と回答がされた者も含めたリストを作成し定期的に再照会を行う等、該当者をチェックする機能を強化し、より一層留意していくことを確認した。
26-意-32	P99	意見	緑生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 状況に応じた柔軟な訪問頻度について</p> <p>まとまった収入が見込まれるものの、それがいつであるかが不明な状況にある事案があったが、その場合でも特に訪問頻度が高くなっていなかった。</p> <p>状況に応じた柔軟な訪問等の対応は、承認を受けた上で積極的に行う必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	本事案については収入認定を行い、平成26年10月に返納済みである。 このような事案が発生する場合には、定期訪問以外に適時の訪問や電話連絡を密に行うことについて、課内において周知徹底を図った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-33	P99～100	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 訪問時に世帯員が不在であった際の記録等について 定期訪問の際に世帯員が不在であったため、担当ケースワーカーが連絡表を差し置く場合が複数見られた。 訪問は被保護者の生活実態を把握するための非常に重要な手段であるため、世帯員が不在の場合であっても、不在の事実のみを記録するのではなく、より詳細に不在の状況を記載するなどの対応が望ましい。 たとえば、世帯員が不在であっても、外観の状況や前回訪問時との違いなどを観察することによって、本当に不在であるのかどうかを含めて、生活実態の一端を把握することが可能な場合もあると考えられる。その意味で、不在時の状況についてもより具体的な記録を残すことが有用である。 就労等をしていないにもかかわらず訪問時に不在が多い世帯については、担当ケースワーカーや査察指導員のみでなく、組織的に状況を把握できるようにすることが求められる。たとえば、不在の割合が高い世帯のリストを作成し、該当世帯への対応を図るための方針や体制を検討していくことなどが考えられる。</p>	対応済(H28.12)	<p>定期訪問時の不在対応については、平成28年8月に整備された市内統一の業務マニュアルに基づき不在である旨を記録すること、不在が続く場合や外観の状況に変化がある場合等はその旨を記録することを平成28年8月実施の全体会議において周知をした。 なお、訪問調査による面接の確実な実施が訪問調査活動の本旨であるため、不在が続き面接が実施できない場合は、適切に指導指示を行いながら生活状況の把握に努めることとしている。 また、平成28年4月からは、独自の電子データで訪問計画表を作成して、事務所内全職員が最新の訪問調査状況一覧を常時把握できる体制を整備し、訪問調査の進行管理を行うよう改めた。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-34	P100	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 訪問頻度を見直す際の手続について</p> <p>認知症対応型共同生活保護介護事業所(グループホーム)への訪問について、施設管理者等から口頭により生活実態に関する報告を受けた旨が適時に記録されていない事案が見受けられた。記録がなければ、その情報を組織的に共有できず、ルールどおりに行われていることの確認もできない。担当ケースワーカーが継続的に被保護者の日常的生活実態を把握し、訪問時に被保護者の生活実態に変更がないのであれば、その旨を記録することが望ましい。</p>	対応済 (H27.11)	<p>指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再点検したうえで改めて全職員に手順遵守を指示するとともに、認知症対応型共同生活保護介護事業所(グループホーム)について、施設管理者等から口頭により生活実態に関する報告を得ることを指示した。</p> <p>合わせて平成26年度の事務改善事項として整備を進めていたマニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理方法の明確化を図るとともに、ケース記録に記載すべき事項の確認を行った。</p>
26-意-35	P100	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【保護受給開始後の調査及び指導指示等】 訪問後のフォローについて</p> <p>担当ケースワーカーが被保護者を訪問した際に行った指示や対応については、その後、いつ、どのようなフォローを行い、その結果はどうだったのかを記録しておく必要がある。</p> <p>訪問を行った結果として、生活実態の有無を改めて確認する必要性が感じられる事案が存在した。当該事案については、その後、生活実態の有無についてどのようにフォローしているのかが不明確であった。このような事案については、改めて状況を確認して、その結果を記録しておく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>指摘が行われた平成27年2月、幹部職員により対応策を協議し、事務処理手順を再確認したうえで改めて全職員に手順遵守を指示した。特に、訪問後にフォローが必要な事案については重要な事項であり、その詳細な状況についてケース記録へ記載することを確認した。</p> <p>併せて、平成26年度の事務改善事項として整備を進めていたマニュアルを平成27年3月に発行し、事務処理方法の明確化を図るとともに、ケース記録に記載すべき事項の確認を行った。</p> <p>なお、生活実態に不明な点が多い場合などは、訪問頻度をあげるよう検討することを「相模原市被保護者世帯訪問基準設定要領」で定めている。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-36	P110	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【扶助額】 医療扶助、介護扶助に関するケースワーカーのチェックについて</p> <p>担当ケースワーカーは、医療扶助登録や医療券発行状況の確認、医療要否意見書の発行、レセプトに関する問い合わせ対応などの機会に医療扶助の内容をチェックすることが可能である。援助方針にもその旨を記載して被保護者の状況の把握に努めるとともに、診療依頼書や医療券の発行は妥当か、実際にどの程度受診しているのか、病状の経過はどうかなど、医療扶助の妥当性について慎重に確認することが求められる。組織としても、医療扶助の金銭的な重要性を踏まえて、ケースワーカーの配置や教育などに十分配慮することが望ましい。</p> <p>なお、介護扶助においても、ケアプラン(介護利用票)の確認や介護扶助登録、介護券発行一覧の確認などの際に、ケースワーカーのチェックが重要となるため、同様である。</p>	対応済 (H27.11)	<p>傷病世帯等、医療を必要とする被保護世帯については、病状を適切に把握し、適正な受診を促すよう援助方針に記載している。実態については要否意見書やレセプトから確認し、必要に応じて病状調査を実施することでの確に把握し、妥当性に欠ける場合には、被保護者に対して家庭訪問等により適正な受診を指導している。</p> <p>介護扶助については、ケースワーカーがケアプランを確認し、介護扶助登録を行っており、その際に妥当性を確認することとしている。</p> <p>なお、医療扶助・介護扶助に関わる他法他施策について課内研修等で認識を深め、その活用を徹底することで、当該扶助の重要性について再認識する契機とするよう、より一層ケースワーカーの教育を行っていく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-37	P110	意見	緑生活支援課 南生活支援課	<p>【扶助額】 高額家賃の指導について</p> <p>高額家賃の場合には、限度額を超える分については、他の保護費を節約し、被保護者自身が負担しなければならないだけでなく、最低生活費として支給される保護費を住宅家賃に回すため、最低生活の維持に支障がある場合が想定される。関係書類を閲覧したところ、家賃が限度額の1.4倍になっており、最低生活の維持に支障をきたしていることは明らかであるが、その状況が8年以上も続いている事案を確認した。</p> <p>市としての対応方針を明確にするとともに、その方針に基づき、各ケースワーカーが適正に業務を実施していることを確保する体制を構築する必要がある。</p> <p>また、やむを得ず例外を認めるのであれば、説明責任を果たせるよう、判断の根拠を明確にし、定期的に状況を見直す必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>本事案については、家庭訪問や来所した際に転居指導を継続して行っている。</p> <p>引き続き転居指導を行うとともに期日までに転居ができない場合には、生活保護法第27条に基づく文書による指導を行うことを方針として定めた。</p> <p>高額家賃による転居指導に応じない世帯については、訪問調査等により生活状況の把握に努め、最低生活の維持に支障が生じる状況にないか確認し、継続的な指導の徹底を図ることとした。</p> <p>また、明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、ケース診断会議等により所として処遇を検討することとし、状況に応じて生活保護法第27条に基づく指導を行っていくこととした。</p>
26-意-38	P111	意見	緑生活支援課	<p>【扶助費】 敷金等の精算について</p> <p>転居後一定期間、旧貸家の家賃等精算の終了を確認していない場合が見られた。家賃等精算の終了を確認していない旨の記録があり、担当ケースワーカーもその事実を把握していたが、結果として、退去後3か月以上も家賃等精算の状況を把握できていない。</p> <p>このような場合の対応方針を明確にするとともに、その方針に基づき、各ケースワーカーが確実に業務を実施する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>本事案については、法第63条による返還処理の手続きを行った。</p> <p>今後の対応としては、転居資金支給者を控えておき、家賃等の精算状況を確認し遅延を防ぐこととする。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-39	P111	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【扶助費】 住民税について 被保護者が住民税に係る減免の申請手続を失念していたため、住民税が課税されていた事案を確認した。 当該事案については、課税されたのは被保護者自身による申請書の未提出が直接の原因であり、すでに還付手続もなされているとのことであった。しかしながら、減免に係る説明や指導が十分行われていたのかといった懸念も生じる。 減免の説明や指導についても、十分に留意して行う必要がある。</p>	対応済(H27.11)	生活保護の決定に必要な留意事項について理解を促すため、重要事項を抜き出して説明し相互に確認する方法を平成25年度より導入していることから、さらに各種減免手続が可能なことの説明・確認を行ったうえで申請を指導し、必要に応じて申請の支援を行うこととした。
26-意-40	P111	意見	緑生活支援課	<p>【扶助額】 源泉所得税について 給与所得を得ている被保護者について、源泉所得税が発生しており、当該所得税が必要経費として収入金額から控除されている事案を確認した。 本事案については、給与額や被保護者の扶養親族等の状況を踏まえると、源泉徴収される状況ではなく、所得税も納付する必要はないと考えられる。被保護者に税金の知識がない場合には、査察指導員及びケースワーカーは支出額を抑えるための適切な指導を行う必要がある。</p>	対応済(H27.11)	所得税の還付申告を指導するとともに「給与所得者の扶養控除等の(異動)申告書」の記入方法を指導した。また、本事例については、福祉事務所内部において周知を行った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-41	P111～112	意見	中央第1・第2生活支援課	<p>【扶助額】 固定資産税の減免について 固定資産税について、被保護者の申請が遅れたため減免を受けられず、固定資産税を1期分余計に負担せざるを得なかった事案を確認した。 当該事案については、課税されたのは被保護者自身による申請書の提出遅れが直接の原因であるが、減免に係る説明や指導が十分行われていたのかといった懸念も生じる。 固定資産税の対象となる資産の保有を容認する場合には、減免に関する説明や指導も十分に行う必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	生活保護の決定に必要な留意事項について理解を促すため、重要事項を抜き出して説明し相互に確認する方法を平成25年度より導入していることから、さらに各種減免手続きが可能なことの説明・確認を行ったうえで申請を指導し、必要に応じて申請の支援を行うこととした。
26-意-42	P117	意見	緑生活支援課	<p>【生活保護の停止・廃止】 賃料の現金支給について 被保護者への賃料を現金で支給していたところ、4か月分の賃料を滞納し明け渡しを求められる事態が生じた。 現在代理納付への移行を進めているとのことだが、窓口での現金支給を行う場合をより限定し、代理納付への移行をより進める必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	家賃滞納を未然に防ぐために生活状況を把握する中で、滞納のおそれのある者については、積極的に代理納付制度の利用を進めていくよう、平成27年3月、課内において周知徹底を図った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-43	P117	意見	緑生活支援課	<p>【生活保護の停止・廃止】 地方自治法施行令第159条に基づく返還請求について 生活保護法第29条に基づく調査により預貯金等の存在が発覚した場合、発覚した時点で保護廃止の決定を下し、それより前に支払われた保護費(医療扶助を含む)は、63条または場合によっては78条によって返還請求することになる。この場合には、被保護者が保護期間に医療扶助も受けていれば、医療扶助費も返還請求する必要がある。</p> <p>他方、保護開始時に遡って保護廃止とし、それまでに支払われた保護費を地方自治法施行令第159条に基づき返金する方法をとれば、被保護者は国民健康保険を利用することができ、この場合、返還する医療費は自己負担分の1割となる。これは、法が予定する手続きと明らかに異なっており、また、同様の事案における被保護者の扱いに不平等を生じる結果になる。</p> <p>実際に保護開始時に遡り保護廃止とした事案があった。</p> <p>今後、同様の事案が生じた場合には、法にしたがった処理がなされる必要がある。</p> <p>また、やむを得ず例外を認めるとするのであれば、説明責任を果たせるよう、判断の根拠を明確にしておく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	本事案の対応方法については、平成27年3月、課内において周知徹底を図った。

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-44	P119	意見	南生活支援課	<p>【63条返還金・78条徴収金】 78条に基づく徴収が妥当と思われる事案について 医療費支給後、生活保護法第29条に基づく調査により銀行預金口座が発覚したが、支給した医療費の返還請求を63条に基づいて行っていた事案を確認した。 発覚した預金口座は被保護者が日常使用していたもので、保護申請時において申請者はその存在を認知していた可能性が高いと考える。当該預金口座の存在を認知していたにもかかわらず、これを秘して保護を申請し、結果として医療費の支給を受けた可能性が高いと考えられ、78条に基づく徴収がなされる必要があると考える。63条返還金とするのか78条徴収金とするのか、その取扱いについては十分に留意する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>扶助費の過払が生じた場合において、生活保護法第63条、または法第78条により処理するか判断については、その事由が発生した事情等を正確に把握することを徹底するとともに、必要に応じてケース診断会議に諮り、適切な判断を行えるよう課内の体制を確認した。 また、本来法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用することがないよう、保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明について、ケース記録等への記載や説明を行ったことを挙証する資料を整えるなど、必要な対応を日頃から行っておくよう、課内において周知徹底を図った。</p>
26-意-45	P119	意見	緑生活支援課	<p>【63条返還金・78条徴収金】 児童養育加算額の認定について 過去の児童養育加算額に関する収入認定を間違えていることが発覚し、生活保護法第63条により費用返還を求めるとした事案を確認した。児童養育加算額の認定等、入力間違いが行われても保護システム上ではエラーにならない項目については、ケースワーカーだけに任せるのではなく、組織的に入力誤りをチェックする一覧表等を準備し、査察指導員等の上長者のチェックがより効果的に行われるように工夫することが望ましい。</p>	対応済 (H27.11)	<p>今後、児童養育加算の算定に誤りがないよう、ケースワーカー及び査察指導員が複数でチェックを行うこととした。平成27年3月、課内において、チェック体制や手法の周知徹底を図った。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-46	P119	意見	緑生活支援課	<p>【63条返還金・78条徴収金】 ケース診断会議の遅延について 過去の障害者年金に関する収入認定を間違えていることが発覚し、生活保護法第63条により費用返還を求めることとした事案では、当該決定を求めるケース診断会議が、発覚後8か月経過した時点で実施されていた。ケース診断会議及び費用返還は適時に行う必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>ケース診断会議及び費用返還等の事務が遅延することのないよう、査察指導員及びケースワーカーに対し、確認の徹底を図った。</p>
26-意-47	P125～126	意見	中央第1・第2生活支援課 緑生活支援課 南生活支援課	<p>【自立支援プログラム】 就労支援の実効性について 実効性のある就労支援には、専門的な知識や経験が必要である。現在のケースワーカー中心の自立支援は、少なくとも就労支援については限界が来ているのではないかと考える。就労支援のあり方については、最適な方法を模索していく姿勢を常に持ち続ける必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>平成18年に「生活保護自立支援のプログラムの取り組み方針」を策定し、以降、専門的な知識や経験を有する自立支援相談員を配置し、支援策の充実を進めてきた経緯があり、現在ではきめ細かな支援を行える体制となっている。 就労支援については、被保護者の意向や状況を確認しながら、自立支援プログラムを積極的に活用し、支援経緯を適切に記録するように努めていく。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成28年12月終了)

テーマ「生活保護等に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
26-意-48	P126~127	意見	南生活支援課	<p>【自立支援プログラム】 生活困窮者自立支援制度の効果的な運用について 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が生活保護に至ることを防ぐとともに、生活保護開始後の支援よりも生活困窮状態からの早期の脱却や自立の可能性が高くなる仕組みと考えられる。平成26年度から他の区でも窓口が開設され、全市的な取組が始まっているが、南生活支援課の経験を十分に踏まえて、より効果的な仕組みとなるよう対応を図っていく必要がある。</p>	対応済(H27.11)	生活保護に至る前の段階での生活困窮者の困窮状態からの早期の脱却も含めた効果的な運用を行うための取り組みとして、自立支援相談員等による自立支援事業と住居確保給付金事業を必須事業に、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業を任意事業として展開している。

指摘事項		意見	
措置済	10	対応済	48
検討・改善中	0	対応予定	0
措置困難	0	対応困難	0
合計	10	合計	48